

新宿区教育委員会会議録

平成26年第2回定例会

平成26年2月7日

新宿区教育委員会

平成26年第2回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成26年2月7日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 4時10分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	白 井 裕 子	委員長職務代理者	羽 原 清 雅
委 員	菊 池 俊 之	委 員	今 野 雅 裕
教 育 長	酒 井 敏 男		

欠席者

委 員 松 尾 厚

説明のため出席した者の職氏名

次 長	小 池 勇 士	中央図書館長	藤 牧 功太郎
参 事 兼			
教育調整課長	吉 村 晴 美	教育指導課長	工 藤 勇 一
事務取扱			
教育支援課長	遠 山 竜 多	学校運営課長	米 山 亨
統括指導主事	長 田 和 義	統括指導主事	長 井 満 敏
統括指導主事	佐 藤 郁 子		

書記

教育調整課管理係		教育調整課管理係	
調 整 主 査	高 橋 美 香		高 橋 和 孝

## 議事日程

- 日程第1 第5号議案 平成25年度新宿区一般会計補正予算（第9号）（案）に関する意見聴取について
- 日程第2 第6号議案 平成26年度新宿区一般会計予算（案）に関する意見聴取について
- 日程第3 第7号議案 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例（案）に関する意見聴取について
- 日程第4 第8号議案 教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第5 第9号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第6 第10号議案 新宿区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第7 第11号議案 教育財産の用途廃止について

## 報告

- 1 平成26年度学校給食調理業務委託事業者の選定結果について（学校運営課）
- 2 平成26年度区立幼稚園の学級編制について（学校運営課）
- 3 平成26年度新入学学校選択制度小学校補欠登録者の繰上げについて（学校運営課）
- 4 平成25年度「第17回図書館を使った調べる学習コンクール」の受賞について（中央図書館）
- 5 その他

---

◎ 開 会

○白井委員長 ただいまから平成26年新宿区教育委員会第2回定例会を開会します。

本日の会議には松尾委員が欠席しており、菊池委員はおくれて参加するとのご連絡をいただいておりますが、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、今野委員にお願いいたします。

---

◎ 第 5号議案 平成25年度新宿区一般会計補正予算（第9号）（案）に関する意見聴取について

◎ 第 6号議案 平成26年度新宿区一般会計予算（案）に関する意見聴取について

◎ 第 7号議案 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例（案）に関する意見聴取について

◎ 第 8号議案 教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第 9号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◎ 第10号議案 新宿区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第11号議案 教育財産の用途廃止について

○白井委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第5号議案 平成25年度新宿区一般会計補正予算（第9号）（案）に関する意見聴取について」、「日程第2 第6号議案 平成26年度新宿区一般会計予算（案）に関する意見聴取について」、「日程第3 第7号議案 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例（案）に関する意見聴取について」、「日程第4 第8号議案 教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第5 第9号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第6 第10号議案 新宿区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第7 第11号議案 教育財産の用途廃止について」を議題とします。

○教育長 委員長、「日程第1 第5号議案 平成25年度新宿区一般会計補正予算（第9号）（案）に関する意見聴取について」と「日程第2 第6号議案 平成26年度新宿区一般会計予算（案）に関する意見聴取について」は、平成26年第1回区議会定例会で審議を予定している案件で、予算案として議会に提案する前である本日の教育委員会においては、公開による審議の場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、非公開による審議をお願いいたしたいと思います。

○白井委員長 ただいま、教育長から非公開による会議の発議がございました。「日程第1 第5号議案 平成25年度新宿区一般会計補正予算（第9号）（案）に関する意見聴取について」、「日程第2 第6号議案 平成26年度新宿区一般会計予算（案）に関する意見聴取について」を非公開により審議することにご異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

○白井委員長 それでは、第5号議案及び第6号議案を非公開により審議します。

傍聴人の方は、恐れ入りますが、退席をお願いいたします。

〔傍聴人退席〕

午後 2時03分非公開

○白井委員長 傍聴人の方、ご入室をお願いいたします。

〔傍聴人着席〕

○白井委員長 では、第7号議案から第11号議案まで、教育調整課長から説明をお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、第7号議案 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例（案）に関する意見聴取について、まずご説明をさせていただきます。議案の裏面にございます新旧対照表と議案概要をあわせてごらんください。

地方公共団体の職員の定数は地方自治法により条例で定めると規定されておりますので、これを受けて新宿区職員定数条例を定めているものです。

職員の定数については第2条で規定しておりまして、1から6の区分でそれぞれ定数を持ってございます。教育委員会については、教育委員会の事務部局の職員と教育委員会の所管に属する学校の職員に区分しておりまして、3のほうでは事務局職員と図書館及び教育センターの職員、また4のほうでは学校に所属する用務、調理及び警備並びに幼稚園教職員ということで区分をして定めているものでございます。

今回の改正につきましては、現在、教育委員会の所属に属する学校の職員の定数186人を

165人に減ずるものでございます。職員増減の内訳は概要のところでございますように、学校給食調理業務の委託化等による減が9人、東戸山幼稚園の廃園等によるものが12人となっております。施行期日につきましては、26年4月1日となります。

提案理由は、教育委員会事務局の職員及び教育委員会の所管に属する学校の職員の定数の改定内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

続きまして、第8号議案 教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則でございます。

これにつきましては、概要と新旧対照表がございますので、こちらをごらんください。

規則の概要でございますが、区が保有する公文書については、新宿区情報公開条例により区民の公文書の公開請求権を認めており、公文書の公開については各実施機関が公開の義務を負っております。公文書の公開に関する手続については、条例の規定を受け、規則で定めておりますが、公開の義務が各実施機関にあることから、教育委員会は独立して規則を定めているものでございます。ただし、区全体で取り扱いが異なることのないよう、規定する内容は区長が定める規則と同様のものとしているものでございます。

今回の規則改正の内容でございますけれども、これまで区が保有する電磁的記録に係る公文書の公開の実施方法は、印刷物として出力したものの閲覧または写しの交付により行っておりましたが、電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録を複写したものの交付により公開を行うことができることとするものでございます。

具体的な条文につきましては、新旧対照表のほうに規定を追加してございますが、8条の1項で（1）から（7）までの分類で対象物と交付の方法、これを規定しております。

今回第2項について、前項第6号は電磁的記録について述べているところでございますが、「前項第6号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付が容易であるときは、当該複写したものの交付により公開を実施することができる」、また、第3項として、「前項の規定により光ディスクに複写したものの交付により公開を実施する場合には、教育委員会が当該光ディスクを提供するものとする」という規定を追加しているものでございます。

そして、1枚めくっていただきまして、別紙でございますけれども、別表で費用を定めておりまして、改正案の一番下でございますが、「電磁的記録を複写した光ディスク1枚につき100円」、これを追加しているものでございます。

経過措置といたしまして、電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付による公開は、一部改正規則の施行日以降に行われる公開請求から適用するものとしております。

施行期日については、交付の日となります。

提案理由でございますが、新宿区情報公開条例（平成13年新宿区条例第5号）の対象となる公文書のうち電磁的記録の公開の実施方法を改正する必要があるためでございます。

続きまして、第9号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則でございます。なお、第10号議案 新宿区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則、この2つの議案につきましては同様の背景のもとに改正をするものでございます。

幼稚園の給与に関しましては、区議会第4回定例会において条例改正をいたしました。その内容については給料表の改定と、もう一点、住居手当の見直しがございました。それにつきましては、持ち家の者には住居手当を支給せず、借家・借間に居住する職員で2万7,000円以上の家賃を支払っている職員を対象とするということ、また、扶養親族の有無に応じた手当額で区分がございましたが、それを廃止すること、また、若年職員に対して手当を加算することということがございました。この2つの議案につきましては、関連のところを改正するものです。

それでは、まず第9号議案でございます。新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則で、最後のところに新旧対照表がございます。

第17条につきましては、勤務1時間当たりの給与の額の算出等を定めているものです。これについて、これまで住居手当の月額も基礎数値になっておりましたけれども、今回、全ての職員を対象とするものではなく、借家・借間の居住者の部分に限定されましたことから、給与の算出基礎に含まれる手当の中から住居手当を除外するというものでございます。

施行期日は26年4月1日です。

提案理由は、新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年新宿区条例第56号）の改正に伴い、勤務1時間当たりの給与額の算出に係る規定について所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、第10号議案 新宿区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則になります。これにつきましても、4枚めくっていただきますと新旧対照表がございます。

住居手当の規則は、住居手当の支給に当たって必要となる届出の手續や支給方法について

定めているものでございます。

ここに関して新旧対照表の第2条第3項、それから第3条第3項、それから第5条第2項につきましては、全て扶養親族の有無に応じた手当の区分が廃止されたということで、それに伴う規定を削除する部分でございます。

それから、第4条の2になりますけれども、ここは規定を追加しておりますが、住居手当の支給要件に月額2万7,000円以上の家賃を支払っているということが加えられたことに伴い、家賃の算定の基準に関する規定を追加しているものでございます。

そのほか、様式については持ち家等に居住する職員が対象外になったことや、扶養親族の有無に応じた手当額の区分が廃止されたことを踏まえて様式の変更を行うもので、これまで別記様式として規定をしておりましたが、区の一般的な規定の様式というふうな表記にすることといたしました。内容につきましては、議案の3枚目に様式がついてございますので、ごらんいただけたらと思います。

施行日は、平成26年4月1日です。

提案理由は、新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年新宿区条例第56号）の改正に伴い、家賃の算定の基準に関する規定を追加するほか、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、第11号議案 教育財産の用途廃止についてです。

これにつきましては、1枚おめくりいただきまして、用途廃止の内容のところをごらんください。

今回の廃止は、細街路整備に伴う後退部分の区域の編入でございます。物件の表示は、新宿区立牛込第一中学校で、種類は土地。土地の表示については、2カ所に分かれておまして、①、②に記載のとおりでございます。場所は次のページに地図がついてございますが、A地点が①、Bのところは②ということで、Aにつきましては地積が14.05平方メートルでございます。②につきましては、19.51平方メートルとなっております。

用途廃止の年月日は、26年3月1日。

区長への引き継ぎ年月日は、同日の26年3月1日です。

5の廃止理由ですが、区の方針として交通上及び安全上支障となる細街路（建築基準法第42条第2項に規定する幅員4メートル未満の道路）を解消するため、牛込第一中学校敷地の該当箇所を隣接する特別区道に編入する。これにより教育財産としての用途を廃止するものでございます。

提案理由は、新宿区立牛込第一中学校敷地に接している区道（細街路）の拡幅整備に当たり、敷地の一部を道路に編入する必要があるためでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○白井委員長 説明が終わりました。

第7号議案について、ご意見、ご質問をどうぞ。

今野委員。

○今野委員 そういうことで減は当然で、それに伴う改正ということで了解できます。

念のためですけれども、減員になる部分については、多分、定年後の不補充とかいろいろ工夫されていらっしゃるのでは問題ないと思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

○教育調整課長 まず、この定数につきましては、実際の実人員ではなくて、年度途中に採用する必要が生じた場合、それから、いろんな育児休業等の代替職員等の保留分、そういうのも含めて算定をしております、職員の上限数ということになっておりますので、まず実人員と同数にならないということで、今回は学校調理の委託化につきましては事業がなくなるということで、その定数分と保留分を合わせて減ずるということになりますので、全体として足りないとか、そういうことはないということでございます。

なお、該当職員につきましては、順次、これまでも同様にしてきたわけですけれども、用務業務のほうに転職もしているというような形で配属をしているものでございます。

○羽原委員長職務代理者 確認ですが、給食調理の関係者は公務員扱いではなくなるけれども、希望があれば民間の給食企業に受け入れてもらっているということですか。

○教育調整課長 給食に従事する者は、委託をしておりますので、民間業者の職員が調理を行います、そちらに転向するというわけではなくて、これまで調理として従事していた職員は転職ということ、ほかに事務ですとか用務ですとか、いろいろ職種があるのですが、用務職というものに転職をして、引き続き公務員として仕事をするようになります。

○羽原委員長職務代理者 それで減員になるのですか。

○教育調整課長 そのほかにも退職の不補充ということでやっておりますので、用務業務のほうでも現員としては減ってきておりますので、そこがイコールではないですけれども、定数としては落としていくという処理になります。

○羽原委員長職務代理者 つまり、定年退職者の不補充もあるし、それから給食業務から離れるけれども公務員もいるしということですか。21人の減の大ざっぱな内訳はわかりますか。

○次長 まず、給食調理委託が一番わかりやすいと思いますが、今ご指摘のとおり給食調理業

務としては6人の減員になるわけです。その6人はどこへ行くかという、先ほど教育調整課長が言ったように用務職にかわっていくという形です。

それで、要するに人に着目すると当然、退職者等がありますので、その部分の6人分は不補充という形で減を目指していくということですので、基本的にはその事業に着目した形での減ということで、人の出入りはまた別の話と。ですから、首を切るという話ではなくて、用務にすりかわっていくという話でございます。

○羽原委員長職務代理者 余計わからなくなってしまった。それでは、21の内訳はなんですか。

○白井委員長 21の内訳は、下の委託化に9人と幼稚園の廃園で12人の、足すと21で、そこは単純に、その下はどうであるかは別として、その職員はいなくなるから、その部分は減ということですか。

○教育長 事業としてはなくなるということですから。

○白井委員長 皆さんがお聞きになっているのは、では、その人たちはどういうふうな処遇に多分なるのかという部分のご質問がもう一つあって、それが具体的な人の話になっていると思うので。

○教育長 具体的には、今の給食調理で定年前の職員は用務職のほうへ転職務として行っています。用務職の中では定年退職とかしている職員がいますから、そこに入り込んでいるということで、人間的にはその部分、用務の総人数は変わらないけれども、従前何をやっていたかという、学校給食をやっていた職員が入っていますよという話です。ですから、学校給食の部分は9人落とします。

それから、幼稚園のほうは、要するに余裕を見ているんです。途中で辞める人がいるといけなから、その余裕の定数を持っているのですが、このところの東戸山幼稚園などが廃園することによって、余裕を持っている数、母数が大きくなり過ぎていたので、この際12名定数として削減するという、これは幼稚園の教職員を12名、退職させるとかいうことではなくて、既におらずに人数を整理しているので、これに伴って具体的に職員が退職するか、そういうことではないです。もともといない人数を整理したというふうに思っていたければいいと思います。

○羽原委員長職務代理者 僕が聞いたかったことは、よくわかりました。というのは、つまり、首を切られて、次の職業なりポジションが用意されてあるのかどうかということをお心配して聞いたので、よくわかりました。

○白井委員長 よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○白井委員長 ほかにご意見、ご質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

第7号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○白井委員長 第7号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第8号議案についてご意見、ご質問をどうぞ。

方向としては、これは一応ペーパーレス化も考えているというような趣旨でしょうか。

○教育調整課長 直接は区がペーパーレス化を意図しての改正ということではなく、区長部局のほうで実際に請求された方が光ディスクでのほうをご希望されたという、まず実態がございます。

それで、既に23区でもそのように紙ではなく対応しているというところがほとんどとなつてございますので、利便性を図るということから、今回、区長部局のほうで改正を意図したというふうに私どもは説明を受けております。

○白井委員長 了解しました。

ほかにご意見、ご質問ありませんか。

〔発言する者なし〕

○白井委員長 なければ、第8号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○白井委員長 第8号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第9号議案についてご意見、ご質問をどうぞ。

これは条例改正に伴う整備という、ご趣旨ということですね。何かご意見とかご質問とかあれば、よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○白井委員長 それでは、第9号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○白井委員長 第9号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第10号議案についてご意見、ご質問をどうぞ。

これも条例改正に伴う整備というようなご趣旨のようですが、ご意見、ご質問ありますでしょうか。

○菊池委員 この条例の改正は、要するに間借りをしている人を優遇しようというような条例

というふうに解釈してよろしいのですか。

○教育指導課長 教育指導課長です。簡単に言えば、そういうことになります。

○菊池委員 条例で決まったということですが、一方で扶養家族の有無は逆に考慮しないとか、そこら辺が何となく違和感を感じたのですけれども、別にどうしてくれというわけではないのですけれども、それでやむを得ないのかなと。そこら辺のところは皆さんはどう考えていらっしゃるのか、意見でいいのですけれども。

○教育調整課長 住居手当の見直しについては、国家公務員のほうから始まりまして全体として公務員のところにもこの制度改正の話があり、組合交渉等を経て、提案されて、第4回定例会で決まってきたということがありますが、全てを対象として住居手当を出すものではなくて、一定その若年層であったり、一定以上の負担をしている者については手当として出しましょうという趣旨というふうに聞いております。

また、今までもらってきた者にとっては、もちろん痛手になるわけですので、年20万ぐらいとか10万近くになるということですから、その部分については経過措置を設けて段階的に減額するということで妥結もし、それは条例にも反映しているところですので、全体としての時代の流れというふうに受けとめております。

○菊池委員 わかりました。

○白井委員長 羽原委員。

○羽原委員長職務代理者 新宿区の場合は官舎とか、そういうものは存在しないですね。

○教育調整課長 単なる官舎というのではなく、防災住宅というのがございまして、そこに入居した職員については緊急のときには駆けつけるとか、当番がありまして、火災のときも駆けつけますし、震災のときとかも率先して配備されるということで、ふだんから訓練も行っているようでございます。

○羽原委員長職務代理者 国家公務員だと防災関係の人は比較的霞が関に近いところに特定の住宅があって、そこへ家族ぐるみで入るということになってはいますが、それほど厳しい区の防災職の方の住宅ではないということですか。

○教育長 危機管理をやっていますが、相当厳しいです。職員は基本的には割り当てられて、何かあれば出ていくという話になっています。だから、その分ちょっと市場価格よりも安いところで入ってはいますけれども、基本的に家族寮がないので、单身です。それで、例えば明日雪が降るとかいうと、それに備えて待機しなさいという話になります。

あと、もう一つは、管理職が1名、この庁舎に必ず泊まっているので、火災や何かのとき

にはその管理職がとりあえず対応するという話になっています。

○羽原委員長職務代理人 毎日ですか。

○教育長 毎日誰かが交代で、管理職が泊まっております。

○白井委員長 第10号議案についてご意見、ご質問がなければ、第10号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○白井委員長 第10号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第11号議案についてご意見、ご質問をどうぞ。

○羽原委員長職務代理人 あそこの狭いくねったところを少し広げて、車がもうちょっと滑らかに動けるぐらいにしようということ、大ざっぱに言えばそういうことですか。あそこはかなり不自由な場所ではありますね。

○学校運営課長 この細街路というのは、最終的に道路の中心線から2メートルずつ下がるといってございます。それによって4メートルの道路を確保する中で、今委員がおっしゃいました通行をより円滑にするといった効果があるというふうに考えてございます。

○羽原委員長職務代理人 いいことです。

○白井委員長 第11号議案、ほかにご意見、ご質問がありますでしょうか。

[発言する者なし]

○白井委員長 それでは、第11号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○白井委員長 第11号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

- 
- ◆ 報告1 平成26年度学校給食調理業務委託事業者の選定結果について（学校運営課）
  - ◆ 報告2 平成26年度区立幼稚園の学級編制について（学校運営課）
  - ◆ 報告3 平成26年度新入学学校選択制度小学校補欠登録者の繰上げについて（学校運営課）
  - ◆ 報告4 平成25年度「第17回図書館を使った調べる学習コンクール」の受賞について（中央図書館）
  - ◆ 報告5 その他

○白井委員長 次に、事務局から報告を受けます。

報告1から4について一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

○学校運営課長 それでは、報告1 平成26年度学校給食調理業務委託事業者の選定結果についてでございます。

この給食調理業務委託につきましては、平成16年から始まってございます学校給食の調理に関する委託でございまして、平成25年度現在で40校中37校が委託化をしております。今回、新規3校を委託することで全40校が委託化になるものでございます。

従来この選定につきましては、安全・安心が持て、かつおいしい給食を提供するために、効率性から契約の金額の低い業者を入札で選ぶということではなくて、業務提案の内容によって、そのよさ、工程によって選択をするプロポーザル方式をとっております。

このプロポーザルにつきましては選定委員会を設けてございまして、次長を委員長として、教育委員会の課長級、校長先生、栄養士、PTAの代表も含まれてございます。

業者の資格ですけれども、23区内に本社または事業者がある、あるいは小学校、中学校での実績があるといったところでございます。

今回、新宿養護学校も委託をするものでして、これは特別支援学校ですが、やはり他区あるいは市の特別支援学校での調理実績、それから病院等での形態食の提供ということで、この形態食は少し説明してございますが、かむ力、摂食機能が弱い方がいらっしゃいますので、「食事の物性や均一性を調整した」とありますが、柔らかさですとか大きさ、形状、例えば、ごはんをおかゆにしたりとか、ニンジンなども潰したりしたものを出す、こういうものが形態食でございます。そういったことに実績のある事業者というところでございます。

委託の条件としましては、委託仕様書、それから作業手順、手入れ基準、食品の基本的な取り扱い、このあたりについては例年と同じ基準で委託をするものでございます。

調理の責任者の資格でございますが、業務責任者は4年以上経験、副責任者は2年以上経験があるものというところでございます。なお、形態食を提供している特別支援学校等での業務経験も必要ということで書かせていただいております。

次に裏面ですが、今回は新規校3校を含む小・中合わせて12校の業者を選定したものでございまして、具体的には、次のページの4のところに事業者が受け持つ学校が出てございますので、こちらをごらんいただきながら、2の説明をさせていただきます。

プロポーザルによる事業者の選定の経過でございます。まず特別支援学校である新宿養護

学校ですが、書類審査には7社が応募してまいりまして、第一次の書類審査で4社に絞り、最終的に1社に決めたものでございます。

それから、小・中学校でございます。これにつきましては、21社が応募してまいりまして、第一次審査で9社に絞り、二次審査で7社に絞ったところでございます。

すみません、誤植がございまして、この小・中学校の（1）のプロポーザル方式による事業者選定を決定というところが「平成26年」になってございますが、これは「25年」の誤りでございます。申しわけございません。

最終選定した事業者につきましては、3に会社の概要が出てございますので、ごらんいただければと思います。

4の事業者が受け持つ学校でございますが、新宿養護学校につきましては東京ケータリング株式会社でございます。（2）から（8）までは一般の学校でございまして、プロポーザルにより成績をつけて、上位の4社につきましては2校受け持たせてございます。新規が2校と、それから再選定が9校ということで、記載のとおりでございます。

5のその他ということで、平成26年度をもって新宿区立全40校の給食業務の委託が完成するものでございます。

続きまして、報告2でございます。平成26年度区立幼稚園の学級編制についてでございます。これにつきましては、平成26年1月15日に学級編制が決まりましたので、その報告でございます。

まず、3歳児でございます。11クラスで定員は187名、予定園児数は181名でございます。昨年は12クラスでございましたが、私立茶々ひがしとやま子ども園が開園するため東戸山幼稚園が廃園となることに伴いクラスが減ってございます。また、その187名の定員に対して181名、充足率は96.8%ということで、ちなみに昨年は99.5%で、若干下がってございます。

続きまして、4歳児でございます。14学級、定員420名で、予定園児数が280名ということなんです。昨年は16学級でございました。減った原因といたしましては、戸塚第一幼稚園の4歳児学級が入園承認日の時点で応募が8名だったので学級編制をしなかったということと、東戸山幼稚園の子ども園化によるものでございます。定員充足率といたしましては、66.7%でございまして、ちなみに昨年は61.7%で、若干上がってございます。

続きまして、5歳児でございます。15学級、定員450名、予定園児数301名ということでございまして、昨年はここも16学級でございました。減った理由は、東戸山幼稚園の子ども園化によるものでございます。定員充足率は66.9%でございまして、昨年は59.8%ということ

で、7ポイント程度上昇してございます。

合計でございます。40学級の定員1,057名、予定園児数762名ということでございます。この合計での充足率は72.1%、ちなみに去年は67.5%という状況でございます。

以上が区立幼稚園の学級編制でございます。

続きまして、報告3、平成26年度新入学学校選択制度小学校補欠登録者の繰上げについてでございます。

繰り上げに当たっての基準でございますが、入学式までの間に転入者があっても定員を超えない数といたしまして、1学級31人、2学級で62名を基準としてございます。

今回の繰り上げ状況は学校ごとに大きく2つに分けることができます。1つは、補欠登録者全員を繰り上げることができた学校、もう一つは、一人も繰り上げることができなかった学校でございます。補欠者全員を繰り上げることができた学校は、津久戸小、愛日小、牛込仲之小、余丁町小、四谷第六小、戸山小、落合第三小及び柏木小の8校でございます。一方、繰り上げることができなかった学校は、早稲田小、戸塚第一小、落合第四小、淀橋第四小及び西戸山小の5校でございます。

続きまして、学校別の状況について説明をいたします。

津久戸小でございますが、抽選時の補欠者は9名でございましたが、1月31日時点での補欠登録者7名、入学予定者が39人であるため、補欠登録者7名全員を繰り上げてございます。

愛日小は抽選時の補欠登録者12名、1月31日時点での補欠登録者は5名、入学予定者が46名であるため、補欠登録者5人を全員繰り上げてございます。

早稲田小は抽選時での補欠登録者は16名でございましたが、1月31日の補欠登録者は12名、入学予定者が79人であるため、繰り上げができず、補欠登録者12人は指定校、通学区域内の学校への入学となります。

牛込仲之小は抽選時の補欠登録者が8人（7組）、これは双子がおりますので、こういう表記でございますが、1月31日時点での補欠登録者が6人（5組）でございました。入学予定者が50人であるため、補欠登録者6人（5組）全員を繰り上げました。

余丁町小は抽選時の補欠登録者が11名でしたが、1月31日時点は補欠登録者が8名、入学予定者が51人であるため、補欠登録者全員を繰り上げました。

四谷第六小は抽選時の補欠登録者が10人（9組）でしたが、1月31日での補欠登録者が7人（6組）、入学予定者が49人であるため、補欠登録者7人（6組）全員を繰り上げました。

戸山小は抽選時の補欠登録者が1人、1月31日での補欠登録者も1人でございました。入

学予定者が59人であるため、補欠登録者1人を繰り上げてございます。

戸塚第一小は抽選時の補欠登録者9人、1月31日の補欠登録者は7名、入学予定者が73人であるため繰り上げができず、補欠登録者7人は指定校への入学となります。

落合第三小学校は抽選時の補欠登録者が14人（13組）でございましたが、1月31日の補欠登録者は11人（10組）、入学予定者が51人であるため、補欠登録者11人（10組）全員を繰り上げました。

落合第四小学校は抽選時の補欠登録者が5人、1月31日の補欠登録者は2人、入学予定者が76人であるため繰り上げができず、補欠登録者2人全員は指定校への入学となります。

淀橋第四小学校は抽選時での補欠登録者は6名、1月31日でも6名でございましたが、入学予定者が73人であるため繰り上げができず、補欠登録者6人全員は指定校への入学。

柏木小は抽選時の補欠登録者5人、1月31日では4人、入学予定者が53名であるため、補欠登録者4人全員を繰り上げました。

西戸山小学校は抽選時の補欠登録者30名、1月31日時点での補欠登録者24名、入学予定者が85名であるため繰り上げができず、補欠登録者24名全員は指定校への入学となります。

今後、4月1日時点での児童数が80人を超えている場合は学級数をふやし、3学級編制といたします。また、80人以下の場合は70人を超えていた場合でありましても、将来にわたる普通教室確保の必要性から2学級編制として学級数増は行わない予定でございます。

以上でございます。

○中央図書館長 それでは、報告4、平成25年度第17回図書館を使った調べる学習コンクールの受賞について、ご報告いたします。

まず、この調べる学習コンクールの狙いでございますけれども、図書館の利用の促進、調べる学習の普及、それから自己解決能力の育成、生涯を通じて学ぶ力を育てるということで、指定管理事業としてやっております。

今年度は戸山・中町・角筈・鶴巻図書館が、まず地域コンクールを主催いたしました。現在、区立の小・中学校には各館で分担して、学校のご協力もいただいて、いろいろガイダンスやテーマ選び、また図書館の使い方、百科事典の使い方などを教えた上で、作品を募集しております。

今年度は全部で3,500件以上の作品が地域コンクールに寄せられまして、この3,500件以上というのは全国的に見てもかなりのタイトル数でございます。地域コンクールでは、結果として全国コンクールへの推薦を71点に絞りました。3,500のうちの71点ですから、かなり狭

き門ということでございます。

次に、2番でございますが、全国コンクール、これは公益財団法人図書館振興財団が行うものでございます。後援は文部科学省、観光庁、日本図書館協会等々ございまして、それで去る1月15日に審査結果が発表されました。表彰式は3月上旬を予定してございます。

今年度は、新宿区といたしましては初めて入賞作品が出ました。昨年までは戸山・中町・角筈・鶴巻図書館が図書館としての活動賞というものを受賞してございました。

受賞結果でございますが、応募総数全国5万2,186作品のうち、全体で入賞が34作品、優良賞72、奨励賞113、佳作661、総計880作品が受賞と、5万2,186作品のうちの880でございます。

新宿区の受賞でございますけれども、推薦した71作品は全て佳作以上を受賞してございます。入賞でございますが、文部科学大臣賞と並ぶ観光庁長官賞1名、愛日小学校2年生、それから優秀賞、中学生の部1名、私立海城中学校3年生、それから奨励賞、小学生の部1名、早稲田小学校2年生、それから佳作、小学生の部62名、中学生の部6名でございます。

次のページ応募状況が、これは地域コンクールの応募状況でございます。一番後ろにA3横長の資料がございますけれども、出品した作品のタイトルと学校名、学年、氏名、地域での地域コンクールの賞、それから全国賞ということでございまして、全国賞で観光庁長官賞は愛日小学校2年生で、タイトルは「日本妖怪大しゅうごう」でございます。それから、奨励賞が早稲田小学校2年生、黒で網かけしてございますけれども、「化石のけんきゅう」ということでございます。

それから、受賞作品といたしまして、次の1枚おめくりいただきまして、裏面の一番上ですけれども、優秀賞・図書館振興財団賞は私立の海城中学校3年生、「ホームレス問題とビッグイシューーホームレスゼロの未来を目指してー」でございます。

この調べる学習コンクールにつきましては、指定管理事業として今現在4館で実施してございますが、次年度からは指定管理者の更新に伴いまして、全ての地域図書館でこの調べる学習コンクールをやっていくということでございまして、一層自己解決能力の育成、生涯を通じて学んでいくという力の育成に図書館も一役買っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○白井委員長 説明が終わりました。

報告1について、ご意見、ご質問のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

○白井委員長 ご意見、ご質問がなければ、報告1の質疑を終了します。

次に、報告2について、ご意見、ご質問がある方はどうぞ。

○羽原委員長職務代理者 戸塚第一幼稚園は2学級なくなるから、来年は恐らく消えていく運命にあるということですね。そうすると、早稲田幼稚園とともに二、三年前あがいた結果が自然に出てくるということかなと感想を述べさせていただきます。

それから、この前も学級編制基準が12ということが妥当であるかどうかということをおし上げたのですが、やはりこれは、少子化が進む中で、あるいは待機児童の問題があったりする中で、12という数字が論理的に説明つく数字なのか。いろいろ数字上の問題はあろうかと思いますが、本当にこの12という基準を再検討したほうがいいのではないかと改めて申し上げておきたいと思うのです。一度決めたら変わらないということではなくて、以前は8ですか、少ない数字であったことがあるわけですから、きちんと検討しておいたほうがいいのではないかと。

でないと、例えば牛込仲之は4歳児が11人、これは基準以下である。しかし、ここで1学級なくすということは、3歳児から5歳児へとぶので、教育の機能を少し欠くことにもなりかねないというようなことがあって、かなり増減の大きいところもありますが、そこを一般的に説明できる数字的な処理、論理性を持たせておいたほうがいいように思いますが、この前は検討するという回答があったかと思うのですが、検討の結果こうなったのかどうか、伺っておきたいと思います。

○学校運営課長 まず、この学級編制基準につきましては毎年、教育委員会にお諮りをして、次年度の幼稚園の学級編制基準について決めていただいております。この26年度の学級編制基準につきましては、昨年度の9月の教育委員会にかけさせていただいたところでございます。

したがって、この学級編制基準は毎年教育委員会のほうで質疑をしてまいりますので、そういった中で、この12という数字が多いのか少ないのかといったことはまたご議論をいただければというふうに思いますが、全体の合計でございますけれども、定員充足率が72%というところでございまして、必ずしも幼稚園が満杯になっているというわけではなく、まだそれなりに余裕があるといった状況もございまして、そういったことも含めて今後の動向を注視しながら、また、来年度に向けて、今、幼稚園のあり方検討会もやっておりますし、そういった中でもこういった学級編制基準についてどうしていくのがいいのかといったことも含め、今後の状況を踏まえて決めてまいりたいというふうに考えてございます。

○羽原委員長職務代理者 善処と検討という言葉で過ごすという方式はよくわかりますが、しかし去年の9月の論議で、そのときに再検討をということを申し上げたつもりで、教育委員会の意向に沿って12と決めたような発言はちょっと妥当でないと理解しますが、それでは12にした論拠を伺いたい。

○次長 この区立幼稚園のあり方につきましては、昨年来いろいろと議論してきてございます。現状といたしましては、あり方部会の下にワーキンググループということで、かなり数字的な作業も進めながら検討してきてございます。

その中で、1学級の適正な園児数はどれぐらいなのかというようなところの議論に取りかかっているところでございます。教育委員会である程度その辺の考え方がまとまりますと、次は、学級編制基準はどうあるべきかという議論になろうかと思っておりますので、適正な園児数の議論、それを踏まえた上で、先ほど学校運営課長が申しあげましたけれども、検討してまいりたいというふうに現時点では考えております。

○羽原委員長職務代理者 教育委員会という意味が、我々が関与しての教育委員会ということなのか、事務局としてのワーキンググループの結論なのか。あえてこのことを問うているわけではないですが、ワーキンググループが12ということにしたとすれば、8ではだめで12では教育環境が整うというのだとすれば、その事情説明を伺いたい。

○次長 今12の議論をしているという話ではなくて、先ほど申しましたとおり、要するに区立幼稚園のあり方の見直しの延長線上で、区立幼稚園として1学級の適正な規模はどの辺にあるのかというようなところで議論してございます。そのワーキンググループの結果につきましては、その上部のあり方検討委員会等に上げまして、しかるべき時期に教育委員会にもご報告させていただきますが、現時点ではその12という数字を動かす、動かさないという議論は、まだそこまで至っていないという現状でございます。

○羽原委員長職務代理者 なぜこだわるかというのと、この1年決めると、3歳児とか4歳児を休園状態にすると復元しにくいわけですね。保護者はできれば3年保育で入れたい、3年間預けたいという保護者の意向があって、2年だとどうしてもなかなか預けにくい。ほかのところへ遠くても入れたいというような現実があるので、だから、余りのんびりやっついてはいけません。

ことしの12というのは、まだはっきりした結論が出ないから12だという経過的なお話ですが、こういうことはやはりてきぱきとやらなければ。2年放っておいてそのまま12だと言えば、3年目には休園状態になる。それでよいというような受け取り方にならないように早く

結論を出す。結論を出す以上、その理由をきちっと説明できるように努力する。このことでなければ、少なくともこの狭い意味の教育委員会は「はい」と言うわけにはいかないと思うのです。説得力のある結論を、教育効果が12でいいんだというような理由があるなら、それをはっきり早く説明していただきたい。

これは今プロセスだから特に返事は要りませんが、僕が強く言っているということをよく記憶にとどめて、きちんとした対応を次回は、来年度は少なくともしていただきたい。それだけ申し上げておきます。忘れた、人がかわったということのないようにしていただきたい。

○次長 今、委員のおっしゃるようなことを、なるべく早急に詰めさせていただきたいと思っています。

○白井委員長 そのほか、報告2についてよろしいでしょうか。

○菊池委員 区民が区立幼稚園をどう見ているかというのは、ある程度これを見るとわかるような気がするのですが、3歳児で応募した場合は、定足数が17名のところを大体17名応募しているのかなと。少ないところが落合第四と淀橋第四、あと鶴巻と牛込仲之も100%ではありませんけれども、一方、最初から4歳児を募集すると、やはり減るところは3園しかないんですね。30分の14だったり30分の21だったりということで、やはり3歳児の幼稚園を提供できればかなり区立幼稚園のニーズはあるのではないかというふうに、これからは見えるのかなと。

ただ、これでとても疑問があったのは、実は最初17名で3歳児で入って、4歳児になると、例えば市谷幼稚園だと30分の17になって、5歳児で30分の30になったり、こうやってふえていくところもあれば、例えば牛込仲之も入園16人が4歳児は11人に減って、また5歳児で30人になったりと思えば、一方で花園幼稚園は3歳児の入園が17で、4歳が17で、5歳が10人に減ったり、落合第四も14名で入って、4歳が22になって、また11に減ってしまったりと、いろいろあるのですけれども、これをある程度分析され、何か考えがとおりですか。どういう流れでこういうことが起きているのか、考察でもいいですけれども。

○学校運営課長 原因としては、さまざまあろうかと思えます。個別に一人一人について追跡調査ということはしてございませんので明らかなことは申し上げられないところでございますけれども、当然、減るといふことの場合には転出、あるいは他の施設に行くといったことも考えられるでしょうし、ふえる場合には家庭学習していたのが、3歳ではなくて4歳なり5歳から預け始めるといったこともあろうかと思えます。

また、地域性によっても違いますし、その年々によっても違うということで、なかなか原

困としては、それ以上のことについて把握は難しいのかなと考えてございます。

○菊池委員 質問が余りよくないのかもしれないですけども。私は、できれば3歳児で募集をしていけば、4歳児、5歳児も何となくふえていって、区立幼稚園の存在価値がふえるのではないかと、何となくそういうふう感じていたのですけれども、でも、そうではないケースがあるので、質問、指摘してみたくなったのですけれども、3歳を応募する率が非常に高いので、区民の保護者たちはやはりそういうところに預けたいという意向が強いのではないかというふうには思っているのですけれども、いかがでしょうか。

○学校運営課長 今、次長からもございましたけれども、あり方の見直しの検討会、ワーキングの中でやってございまして、この3年保育についても今、議論をしているところでございます。そういった議論を踏まえて、また皆様にお示しできる時期になりましたら、一定の考えをお示ししてまいりたいというふうに考えてございます。

○今野委員 たしか秋にやったときには、今回の編制をするに当たっての基準を考えましょうということで、この場でも一応は従来どおりの基準でということになりましたけれども、羽原委員もそうだし、私も千代田区の例をたしか言ったと思うんですけども、かなり小さいものでも学級をつくれるというふうなこともあって、区によって違うなど。それから、その話は、昔もそういう基準でやっていたけれども今見直されたというふうなこともあったりして、26年度の編制についてはこれでいきましょうと。

ただ、さっきから出ていますが、ワーキングで議論をするので、きちんと総合的に検討し直しますということですが、ワーキングがいつごろ、どういうふうに段取りで検討されるのかをお伺いしたいのですけれども、こう決まりましたというのではなくて、途中段階でも話を出していただいて、この場でもある程度議論にかかわれるようなことがあったらいいかと思えます。

○学校運営課長 先ほどワーキングの話をさせていただきましたが、ワーキングの上であり方検討委員会というところがございます。そこまで上げたものにつきましては、またお示ししてまいりたいと思えますが、そこでお示しをしたものが決定というわけではございませんので、教育委員会の中でもご議論いただければというふうに私どもも考えてございます。

○白井委員長 ほかにご意見、ご質問、ありますか。

私のほうからお聞きしたいのは、結局これは、幼児教育の環境の場をどのように提供するかということ区全体で統一的に考えなくてはいけない問題だと思っているのですね。

これを見ると、来年度、区立幼稚園のほうに希望する方は762名ということですが、現状

を把握していたら教えてください。私立幼稚園に行く子供の数、それから子ども園に在籍している子供の数、それから保育園に在籍している子供の数、それと待機児童がどれぐらいいるか。多分、その幼児教育全体、皆さんがどういう場で幼児教育をしてもらっているかという現状を踏まえながら考えたほうが良い問題ではないかと思いましたが、きょうわからなければ別なときでもいいのですが、わかったら教えていただきたいと思います。

○学校運営課長 私立幼稚園につきましては、去年の5月ぐらいの時点で1,100人程度区民の方はいらっしゃるというふうに考えてございます。

また、25年度については、子ども園で4歳、5歳の部分で落合地区が71名、それから戸塚・大久保地区が163名、それから牛込A地区、そういう区切でございまして215名、それから牛込B地区で123名、あるいは淀橋のほうで82名で、四谷が97で、合計で751名といった数については把握しているところでございます。あくまでも、これは4歳、5歳の数字でございます。詳しくはまた。

○白井委員長 そうですね、概算でも、大体の分布で構いませんので。

○学校運営課長 はい、わかりました。

○白井委員長 あと、4歳、5歳の保育園のほうはわかりますか。待機児童の部分では4歳、5歳はないかもしれないですが。

○教育調整課長 1・2歳が多いですね。

○白井委員長 1・2歳もあるということですね。ありがとうございます。

一応、私としては全体でどういうふうに幼児教育をしていくかという形で考えなくてはいけないのではないかと、感想を持っております。

ほかにご意見、ご質問、ありますか。

[発言する者なし]

○白井委員長 なければ、報告2の質疑は終了します。

次に、報告3について、ご意見、ご質問のある方はどうぞ。

○菊池委員 この学級数と人数を見ますと、ここに出ている中で一番少ない津久戸小は、2で割ると1学級23名になりますね。西戸山小は最も多いですが80名以上ですから3学級になりますよね。次に多い落合第四小は2で割ると38名になると思うのですけれども、一応35名が基準ですよ。という、その措置として、人数の多いクラスは補助の先生をつけたりといった段取りは何か考えていらっしゃるんですか。

○教育指導課長 児童数が確定してからということになりますけれども、確定した段階で、そ

の教員をプラスにするか学級を分けるかといった選択になるということになります。

○白井委員長 よろしいですか、菊池委員。

○菊池委員 はい。

○白井委員長 そのほか報告3について、ご意見、ご質問のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

○白井委員長 ほかにご意見、ご質問がなければ、報告3の質疑を終了いたします。

報告4について、ご意見、ご質問のある方はどうぞ。

○今野委員 すごくいい成績でとても嬉しいなと思ってお話を聞いていたのですけれども、これは図書館が主体になって子供たちのための社会教育というんですか、それでいろいろ勉強をやらせてということでしょうか、例えば夏休みの自由研究の延長でとか、あるいは全く図書館独自でというふうなことなのでしょうか。そのあたり、何かわかりますか。

○中央図書館長 夏休みは自由研究支援という意味合いも含めて講座を図書館でやってございます。それから、図書館としては夏休み期間中以外に学校の協力を得まして、学校のほうに出前授業的な形で、情報探索行動という、自分で調べていく喜びといったことを味わっていただくということに主眼を置いてやってございます。

○今野委員 学校の先生も応援しているということもありますか。

○中央図書館長 はい、この表彰式にはそれぞれ受賞したクラスの担任の先生や皆さんに来ていただいて、子供と一緒に喜びを分かち合っていると、そういうような姿でございます。

○羽原委員長職務代理者 きょうの毎日新聞で、読書感想文全国コンクールをやっていて、四谷六小の小学生が全国コンクールで入選していたので、こういう表彰は、こちらは国とかのかかわりで、あちらは民間でと言わないで、なるべく褒められた子供は共通したレベルで褒めたたえてあげてほしいなと思います。

○中央図書館長 教育委員会も読書感想コンクールをやっています、区長賞とか、そういうことをやってございます。

これはまだ、指定管理事業としてだんだんと発展させてきていることですので、今羽原委員がおっしゃったように、その榮譽をきちんとたたえてあげるということは、これから検討してやっていきたいと考えてございます。

○白井委員長 ほかにご意見、ご感想でも結構ですので、ありますでしょうか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○白井委員長 それでは、ほかに質問がなければ報告4の質疑を終了します。

次に、報告5 その他ですが、事務局から何か報告事項ありますか。

○教育調整課長 学校運営課から、インフルエンザに伴う学級閉鎖等についての状況についてご報告させていただきたいと思います。

○学校運営課長 本年度、インフルエンザにつきましては1月14日から学級閉鎖が始まりまして、現時点、2月5日現在までの数字でございますが、学級閉鎖をしたクラスは全部で16クラスでございます。小学校が14校、中学校が2校でございます。これによって欠席した生徒の数は129人ということでございます。

ちなみに、昨年度の同じ時期ではもっと多く、23クラスが学級閉鎖となっておりまして、人数的にも215人と多かったところがございます。

ただ、今後どういう推移をするかというのはわかりませんが、注視してまいりたいということでございます。

以上でございます。

○白井委員長 報告5について、何かご意見、ご質問があれば。

○菊池委員 インフルエンザのことを、皆さん聞いているかと思いますが、ワクチンの問題が今浮上してきているらしく、去年のインフルエンザ予防接種は効かなかった人が多いということが解析されています。なぜかという、そのインフルエンザのワクチン、A香港のほうは、本来は鳥のインフルエンザだったので、鶏卵でどんどんふやすことができたのですけれども、ずっと長い間、何十年も人間に居続けることによって、人間に対応するような型に徐々に変異していて、最近のものは卵で増殖させようと思うと死んでしまっていて、突然変異したものだけが増殖できるというので、間違っただけのワクチンができてしまうということなので、人間に接種した場合に効かないという事態が生じていると。これからは、ワクチンのつくり方を、卵を使う方法を見直して、何らかの新しい方法をやっていくかもしれないというような話がありましたので、一応話しておきます。

ワクチンを今打ったら安心だというのは、今は安心でないというふうなお話で、一言。

○白井委員長 そういう点では、まだ寒い時期にもありますので、学校現場のほうの健康管理を引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

○学校運営課長 先ほどの説明で追加がございまして、去年は小学校で学年閉鎖が1校出てございます。本年度においては、まだそれは出ていないということでございます。

それから、先ほど平成25年、23クラスと申し上げましたが、25クラスの間違いでございま

す。訂正をさせていただきます。

以上です。

○白井委員長 ありがとうございました。

以上で、ほかにご意見がなければ報告事項を終了させていただきますが、よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○白井委員長 以上で、報告事項を終了いたします。

---

◎ 閉 会

○白井委員長 以上で、本日の教育委員会を閉会いたします。

---

午後 4時10分閉会